悪質商法の被害に遭わないために…

はっきり断る勇気を持ちましょう

悪質商法についての相談件数が十一年ぶりで減少に転じました。平成十七年度に県民生活センターや各地方振興局消費生活相談室に寄せられた相談件数は一万二千四百二十五件。前年度に比べ六千三百五十五件（33・8％）減少しました。相談件数が減少した主な原因は、パソコンや携帯電話の有料サイト利用料などの不当請求に関する相談が四千百五件と前年度に比べ、六千八百九十六件（62・7％）減少したことによります。なお、訪問販売では布団類、通信販売では電話情報提供サービスやオンライン情報サービス、電話勧誘販売では資格取得・講座受講などの相談が依然として多い状況となっています。

被害に遭わない心掛け

突然、訪ねてくる怪しい業者。最近の悪質な業者は親切、丁寧な態度で近寄ってきます。悪意を隠している笑顔にだまされないように次のことに注意しましょう。

①知らない人が訪ねてきたら、家の中に入れないようにしましょう。

②訪問目的を必ず確認し、自分には必要がないと思ったなら「いりません」「帰ってください」とはっきり断りましょう。その際、「結構です」「いいです」は、「契約してもいいですよ」と解釈される場合がありますので、注意してください。

「いらない」と断っているにもかかわらず、しつこく勧誘を続けたり、家から立ち退かないのは法令違反です。家族や知人、警察に助けを求めましょう。

③本当に必要なものかどうか迷うときは、すぐに契約せず、家族などに相談しましょう。契約を急がせる業者は要注意です。

クーリング・オフで契約解除

訪問販売や電話勧誘販売などで商品の申し込みや契約をしたが、冷静に考えたら不要だった」というときに無条件で契約を解除できる制度がクーリング・オフです。

クーリング・オフの手続きをすると、支払い済みの代金は全額返金となります。また、損害賠償金や違約金などを一切支払う必要はありません。商品の引き取りは販売業者の負担となります。

◆クーリング・オフができる場合

契約書面を受け取った日から八日以内。ただし、内職、モニター商法、マルチ商法は契約書面を受け取った日から二十日以内です。

なお、自分から自宅に呼んで契約した場合や通信販売による契約は除かれます。（業者が独自のクーリング・オフ規定を設けている場合は可能）

クーリング・オフできる商品、サービスなどは法律で指定されています。

◆クーリング・オフができない場合

代金の総額が三千円未満の商品の引き渡し、またはサービスの提供を受け、かつ、全額を支払っている場合。化粧品、健康食品などの消耗品を使用または食べてしまった場合はクーリング・オフできません。

◆クーリング・オフは書面で

クーリング・オフの通知は業者へ、はがきか手紙で必ず行いましょう。電話などでの解約は証拠が残らず、トラブルになることがあります。はがきを両面コピーして配達記録郵便で発送します。クレジット契約をしている場合は、信販会社にも同様の内容で送付します。

◆期限を過ぎてもあきらめない

誤認や困惑による契約は、消費者契約法により取り消すことができます。クーリング・オフ期間が過ぎてしまった場合でもあきらめず、市民センター地域生活課（☎62 4411内線204）に相談してください。

▽はがきの記載例

□□□-□□□□

（業者・信販会社の住所）
×××県×××市××××

×××会社
代表者　××××　様

▽はがきの記載例（業者用）

契約解除通知書

契約年月日　平成×年×月×日
商品・サービス名　×××××
契約金額　×××××円

上記の契約は解除します。支払い済みの×××円を返金し、商品を引き取ってください。

平成×年×月×日
住所　遠野市××××××
氏名　×××××

▽はがきの記載例（信販会社用）

契約解除通知書

契約年月日　平成×年×月×日
商品・サービス名　×××××
契約金額　×××××円
販売会社名
××会社××営業所

上記の契約は解除します。

平成×年×月×日
住所　遠野市××××××
氏名　×××××

美しい里山を一緒に作りませんか

砥森山学びの森育樹祭で間伐作業に汗を流す参加者＝昨年10月

市は里山を再生するため、平成十八年度に市内四カ所を活動モデル地区として取り組む「里山美林推進事業」を展開します。森林に興味のある人ならどなたでも参加できる活動です。広々とした森林の中で心地よい汗を流してみませんか。

市の面積八百二十五平方キロメートル（83％）のうち六百八十五平方キロメートルが森林です。森林には、水源のかん養や二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止など、多くの機能があります。

わたしたちの周囲は、山々に囲まれていますが、その山をよく見ると、手入れ不足の人工林が増加しています。これは、木材価格の低迷や森林所有者の高齢化などが原因と考えられています。

森林の多様な機能を維持、増進するためにはどうしたらよいのか。それは、山に入って手入れをすることです。でも、森林に元気を取り戻すためには、多くの人手が必要です。

里山美林推進事業は、わたしたちの生活に身近な里山を活動の場とし、下刈りや枝打ち、除間伐などの体験学習を通して、少しずつ森林づくりを進めていこうという活動です。森林の手入れの仕方や作業機械の使い方などを学習し、実際に森林を整備することにより、森林ボランティアや地域の力で里山が美しく再生されていく姿を実感できます。

◆募集締め切り＝それぞれの活動日の一週間前までに氏名、住所、電話番号、年齢を申し込み先に連絡してください。集合場所など詳細を個別に連絡します。

◆参加費＝無料

◆その他＝小学生以下は保護者同伴で参加してください。

申し込み・問い合わせ先＝森林総合センター（☎62 0631、ファクス62 0632、電子メール shinrin@tonotv.com）

◆18年度里山美林推進事業活動モデル地区

場　所	活動日	活　動　内　容
松崎町光興寺	9月22日(金)	宮代地区（元八幡宮周辺）のスギ林の間伐。グリーンツーリズムで市を訪れる大学生との交流の一つとして取り組む
宮守町砥森	10月22日(日)	砥森市有林のアカマツ林の除間伐など、育樹活動の体験学習を実施
土淵町土淵	11月5日(日)	愛宕神社前のヒバ林の間伐。個人の山林で所有者の協力により間伐作業の体験学習を実施
附馬牛町下附馬牛	11月11日(土)	附馬牛小の学校林（スギ）の下草刈りなど。児童、保護者、学校、地域の協力によって取り組む

環境保全意識の高揚に大きく貢献

水生生物調査を行う土淵中の生徒

土淵中学校（菊池宏校長、生徒七十八人）は八年間にわたる環境保全活動が認められ、平成十八年度県水資源功績者表彰（県知事表彰）を受賞しました。

同校は、総合学習の時間や生徒会活動で、地域住民と一緒に土淵町内を流れる河川全域の水生生物調査と水質調査に取り組み、その調査結果を考察し、秋の文化祭で発表するなど、地域の環境保全意識の高揚に大きく貢献しています。

総合給食センター整備アドバイザーを選任

辞令を受け取る奥山修司教授

市は、老朽化した学校給食施設の今後の在り方を検討するため、福島大学経済経営学類教授の奥山修司氏を市総合給食センター整備アドバイザーに選任しました。

学校給食施設は、児童生徒数の減少による余剰能力の増大など多くの課題を抱えています。市は専門的な知識、経験などを生かした政策の創出が重要と考え、奥山氏の助言を受けながら「食育」の推進や産業の活性化を図る施設の整備を検討していきます。